

神奈川県監査委員公表第 27 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和 4 年 11 月 8 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣  
 同 太 田 眞 晴  
 同 吉 川 知 恵子  
 同 小 島 健 一  
 同 作 山 ゆうすけ

1 措置の対象となった監査の結果

令和 4 年 5 月 20 日（神奈川県公報号外第 28 号）神奈川県監査委員公表第 16 号で公表した不適切事項 5 団体に係る 5 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 国際文化観光局

<財政援助団体等>

監査実施 団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
公益財団法人 神奈川文学振 興会	令和 3 年 11 月 19 日及び令和 4 年 3 月 7 日 (令和 3 年 9 月 22 日職員調 査)	(不適切事項) 会計事務処理において、文 化施設の感染症防止対策事業 に係る文化庁の文化芸術振興 費補助金 216,000 円の受入に 当たり、不課税売上げである 受取国庫補助金などの勘定科 目として計上すべきところ、 課税売上げである雑収益とし て計上していた。この結果、 消費税及び地方消費税の課税 標準額が 200,300 円過大とな り、確定申告における納付額 が 19,600 円過大であった。ま た、公益法人会計基準の規定 に反し、当該補助金の内訳並 びに交付者、当期の増減額及 びその残高を財務諸表に注記 していなかった。	不適切事項については、会計 に関する規定の理解が不十分で あったことによるものであり、 令和 3 年 11 月 24 日に確定消費税 額 19,636 円を文化庁に返納し、 令和 4 年 2 月 25 日に横浜中税務 署に消費税及び地方消費税の更 正請求を行った。また、補助金 の科目を設定し、財務諸表に注 記した。 今後は、このようなことがな いよう、関係規定の理解の向上 を図り、適正な事務執行に努め ることとした。 県は、今後の適正な事務執行 について、指導した。

(2) 福祉子どもみらい局

<財政援助団体等>

監査実施 団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
-------------	-------	-------	-------

社会福祉法人 神奈川県民生 福祉協会	令和4年3月 10日（令和3 年10月26日職 員調査）	（不適切事項） 指定管理事務において、基本協定で、指定管理者へ応募した際に提出した提案書に従って業務を履行しなければならないと定められているところ、提案書では給食業務の再委託先はプロポーザル方式で選定し、委託契約の期間は1年を基本とし最長4回までの更新とするとしていたにもかかわらず、同一業者と4回を超えて契約を更新し続けていた。	不適切事項については、提案書記載事項に係る担当者の認識不足に加え、基本協定における提案書を順守すべき旨の規定の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、提案書の記載事項に係る認識及び同規定の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。
社会福祉法人 足柄福祉会	令和4年3月 1日（令和3 年11月9日職 員調査）	（不適切事項） 契約事務において、軽費老人ホーム1階洗面台新設工事（契約額 555,280 円）について、社会福祉法人足柄福祉会経理規程に基づき見積合せを実施すべきところ、一者随意契約を締結していた。	不適切事項については、経理規程の契約方法に関する理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、同規程の理解の向上を図るとともに、業務フローを作成し、複数人による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。

(3) 健康医療局

<財政援助団体等>

監査実施 団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
公立大学法人 神奈川県立保 健福祉大学	令和3年11月 19日及び令和 4年3月2日 （令和3年10 月5日から同 月8日まで職 員調査）	（不適切事項） 契約事務において、定期健康診断業務委託契約（単価契約、支出額4,795,505円）について、入札の不調による随意契約の締結に当たり、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学契約事務取扱規程に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。	不適切事項については、入札の不調後、仕様書の内容や契約締結までの期間を考慮して、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学契約事務取扱規程第31条第1項第2号「急施を要し他の者から見積書をとる暇がないとき」に該当すると判断したことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、同規定の適用について、より一層慎重な判断を行うとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、

			適切な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。
--	--	--	--

(4) 産業労働局

<財政援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
一般社団法人神奈川県トラック協会	令和3年11月24日（令和3年10月21日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、県からの交付金を財源として取得した運転・歩行能力診断機器1点（価格756,800円）について、経理規程に定める固定資産台帳への記録を行っていなかった。	不適切事項については、機器を取得した令和2年度中に固定資産台帳へ記録すべきところ、購入した翌年度の事業の用に供することとして、減価償却の開始年度である令和3年度に同台帳へ記載するものと認識していたことによるものである。 なお、同台帳への記録は、令和3年10月21日に行った。 今後は、このようなことがないように、物品管理事務に係る規程を再認識し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。